

日本における洋服受容の過程

明治中期

宇野保子
Yasuko Uno

【 緒 言 】

19世紀後半の開国をきっかけに、日本は激しい西欧の衝撃を受け、急速な近代化を迫られた。衣生活の近代化は、社会の近代化と密接なかかわりをもつ「洋服受容の過程」の中に集約できよう。しかしそれは決して単純な一本道ではなかった。すでに著者は「明治前期」でそれを確認した。

本報では、「明治前期」に引き続き「明治中期」の洋装とそれが一般庶民の生活の中でどのように受け止められたかを考察する。

【 研 究 方 法 】

鹿鳴館から発した洋装熱が頂点に達した明治20年頃から、日清戦争を経て30年前半の19世紀末頃までを、明治中期と定め、研究対象とした。

基礎資料として、「新聞集成明治編年史」「女学雑誌」「風俗画報」を使用し、「衣服と流行」(国立国会図書館蔵)、風俗画、洋裁書等を参考資料とした。

考察は、欧化主義の反動期と、国際的地位の向上、経済産業の近代化が著しかった日清戦争後に分けて行なった。

【 研究結果および考察 】

I 欧化主義反動期の洋装

開国と共に日本は近代化を目ざし、欧米列強からの立ち遅れ回復のため、富国強兵、殖産興業を目標として、近代化政策を推進した。明治政府は、国内を統一し、政治経済の近代化を進める一方、文化や国民生活の近代化を促進する必要から、欧米文化を積極的に取り入れたが、それが庶民の生活様式にも少しずつ受け入れられ文明開化とよばれていた。

また、西洋思想の導入は自由民権運動により継承され、西南戦争の頃から全国的に展開してゆき、しだいに国民的な運動へと広がっていった。この運動の高まりにより、政府部内でも意見の分裂が起こり「明治十四年の政変」がおこった。この時、伊藤博文を中心とする薩長派の政権が樹立し、国会開設の勅諭をだして、10年後の国会開設を公約した。

その後、憲法制定の準備は着々と進み、明治18年太政官制に変わり内閣制度が発足し、22年には憲法が公布された。翌23年には、日本最初の衆議院議員総選挙も実施され、第一回の帝国議会が開設される

など、立憲国家の体制が整っていった。

一方 近代産業の育成は、富国強兵を目ざす上から、維新当初より進められていた。それは、富岡の製糸工場にみられるように、輸入超過の貿易収支を改善するため、輸出の中心となっていた製糸業の機械化を目的に行なわれたものだった。その後貨幣、金融制度が整えられるにつれ、産業界が活気づき明治19年から22年頃には、鉄道、紡績を中心に株式会社設立のブームが起こった。明治23年にはその反動として恐慌がおこったものの、輸入の紡績機械、蒸気機関を用いた大規模経営に成功し、機械制生産が急増し、明治23年にはその生産量が輸入量を上まわるようになっていた。こうして、紡績業を中心に産業革命が始まったのである。

以上のように 政治経済ともに、近代国家の体制が確立したのがここであつかう時期の特徴であるが衣生活の上では、一度受容されたかに思われた洋服が 欧化主義の反動ですっかり下火となり、女子にいたっては、洋服廃止論もみられた時であった。

男子の洋服は維新当初から、開化の政治家の象徴として着用され、学生¹⁾ 官吏 知識階級へとその裾野²⁾を広げていった。また、職能服は前期から引き続き その性格上 政治経済の充実と共に、着実に需要を増大していったことは言うまでもない。軍服は、すでに幕末から他に先んじて受容された洋服として 洋装化の上で大きな役割を果たした被服であるが、明治22年の国民皆兵制、日清戦争へと続いてより多くの成人男子に洋服着用の機会を与えることになる。

しかし 社会の近代化とほとんど接点がなかった女子には、男子にみられるような近代化と洋装化の相関をみることはできなかった。ここに 女子と男子の洋装化の違いが認められる。ことに維新当初からの近代化政策が着々と実現し、近代国家の体制が整ったこの時期は、そのことが顕著に表われているといえるだろう。そのためここでは、明治政府の近代化政策と共に進み、その延長線上に伸びていく男子の洋装化とは切り離された 女子服に焦点をあてていく。

1 女子洋装の動向

鹿鳴館の設立と そこで行なわれた夜会は、上流階級を中心に 女子洋装の引金となった。しかし、この鹿鳴館も井上外相の不平等条約改正交渉の促進という当初の目的を果たさぬままに、20年に閉鎖され、23年には華族会館に貸与されるという結末をみた。こうして 条約改正は失敗に終わり、極端な欧化主義に対する国民の反感が残された。

洋服の廃止論がさかんになったのは、この頃からであった。東京日日新聞によれば「……此より洋服の廃止論盛んになりて、先日喋々の利益談は今日種々の不便説となり、遂に府下の女服十が五六を減じたり。……」と報じられている。また 女学雑誌⁴⁾には、大丸越後屋等へ注文のある上流婦人のお召は日本服ばかりであった。という趣旨の記事も残っている。この傾向はその後も続き、22年には「女子の洋服は貴族の一部を除く外あまり見受けず、これを昨年⁵⁾に比せば、大いに減少したるを知るべし。都で婦人の着服は復古の風あり」とある。そして23年にはついに、「終日東京市中を奔走することありても一人の洋装者を見ること能はざるの現況をなせり」という状況にまで至ったのである。⁶⁾

こうして「鹿鳴館の夜会」という特殊な目的のために着用され始めた女子洋服が、その鹿鳴館の廃止と共に消えていったのだった。女性の社会進出が閉ざされていた当時⁷⁾にあつて、鹿鳴館は、一握の上流婦人に与えられた唯一の公式の場であった。その公式の場を失なった婦人には、もはや洋装の必要はなかったのであろう。

しかし 洋服を機能的な面から、受容し始めたと考えられる女学生や女教員の間でも、しだいに洋服は着用されなくなっていく。一時期 洋服を制服に採用した各学校も、筒袖、袴と変わり、26年には女子師範でも「制服は日本服」に決定した。このことは、当時の国粹主義思想の浸透として捕らえることができる。すでに明治13年に改正教育令が公布され、国家主義的教育の方向が決定され、森有礼に受け継がれていたが、その後 欧化主義に刺激され、外国文化を排斥する国粹主義へと発達していたのである。

この間、女子の服装は復古調に変わり、一般の女性は ほとんどが和服となった。流行品も、江戸時代の小紋や元禄文様等の古風なものが見られるようになり、束髪の流れに対し、日本髪7)の復活の傾向すらみられたという。この時期の洋装に関しては、宮中と外交官関係にわずかに残されていたにすぎず、一般女子に受容された洋服をあげることはできない。ただ洋装小物、附属品の類は、2、3あげられる。

まず 明治19年に白木屋が、「吾妻コート」を創案して発売した。形は、写真18)のように 従来の被布合羽と同じだったが、毛織物製の防寒コートであった。男子のトンビや二重回しが着用されると共に 女子はこのコートが 防寒用としてよく着用されるようになったという。続いて25年頃からは パナマ帽子が流行し、景気のよい物のひとつとして、「麦わら帽子の職人、問屋」が新聞紙上に掲載されるほどであった。またこの頃、防寒用の大きな肩掛が用いられていたことも知られている。

写真1 吾妻コート



(東京風俗誌)

このように 一般女子に受容された洋装品は、防寒防暑に役だつ実用的なものに限られていたようである。

2 女服改良論

明治20年頃をピークに巻き起こった洋装熱は、政府の意図的なものがあったにせよ、各界に多くの影響を及ぼし、それを受け止める人々の生活基盤と意識に 大きな影響を与えた。しかし 前節のとおり20年以降は女子の洋装がほとんど見られなくなり、服飾界全体が復古調にもどった。このことは、極端な欧化政策の反動や国粹主義思想の台頭として説明されている。この間の有識者達の考え方の推移は、女学雑誌に掲載された様々な女服改良論によく表われている。

そもそも女子が鹿鳴館で洋装したのは、洋服の主人に同伴し、舞踏会で交際する西洋人を意識しての事であった。ところが そのような日本婦人の洋装に対し、西洋人は批判的であった。明治21年、クリブランド大統領夫人をはじめ、各女学校校長等10名の米国上流婦人から、日本女性の洋装はよくないと、その理由を記した書簡が送られてきた。それは横浜メール新聞を通して、日本の洋服愛好女性に訴えられたが、女学雑誌にも書簡が日本語訳で紹介されている。それによれば、文明開化による進歩が著しい今日、日本婦人が文明国で着用されている女服を着用しようとするのは当然と前置きして、次のように 和服と洋服を比較検討している。

- ① 日本の女服が「不程装」というが、洋服の正装の方が胸や腕をあらわにする欠点がある。¹²⁾
- ② 日本婦人独特の和服の優美さを 洋服ではなかなか表現できない。
- ③ 洋服仕立の費用や、洋服着用に伴って家内の諸道具を全変する費用は膨大である。

④ 洋服は重い裳を腰の回りでささえ、コルセットで下半身を締めつける等 不健康の原因となる。以上のように理由をまとめ、「日本国の貴婦人諸氏が 衣服を最も能く身体に適合せしむるには之を何如にすべきか」との解答として 和服を基本とした改良服を勧めている。

同様の考え方は、日本国内でも見られ、欧化主義の波に乗って 洋装化の兆しを見せ始めた女子服に対して、世論の目は厳しかった。女学雑誌53号の発刊された明治20年2月は、ちょうど洋装熱のピークにあった時期であるが、同誌でも社説で、「女服の改良」を取り上げている。それによれば、男子服を洋服に改めるのは、経済的であり、しかも便利だからだが、女子服を洋服に改める場合は「第一に 経済上の都合 必しも宜からず 第二に 立居動作に 多く便利なりしと思はれず」としている。特に、着飾る時は不都合な事が多く、女服を洋風にする実際の理由は見あたらないという。これに対して和服は、確かに改良しなければならない点も多いが、それほど早急に改良する必要があるとも思はれない。ただ下衣（下着の意）の裁ち方を改め、洋服のペティ・コートのようなものを着用してはどうかと提案している。

このような日本古来の和服を見直し、下着を改良して、機能性を加味した服装として生かしていくという考え方に対し、やはり男子と同様、女子服も洋服に改めるべきだとする者もあった。明治8年に「婦人束髪会」を結成し、すでにその成果をあげていた 渡辺鼎もそのひとりだった。彼は、「在米ドクトル」のペンネームを使って、アメリカから頻繁に、女学雑誌に寄稿している。

まず、「洋服採用の可否何如 日本婦人諸君に告ぐ」と題する論説が、女学雑誌120号から 123号までに分載されている。彼は、ようやく受容され始めた洋服を 廃止する傾向にある事を憂慮し、従来の和服の欠点を 歩行の際の不便さ、袖や帯などに見られる、構造上着装上の非合理性などを中心に、10項目にまとめている。そして「日本の婦人服は、不便利 不経済 不衛生 不格好 悉く具なはりたる野蛮服である」という極端な結論に達している。この論説が発表された直後、当時の女性の服装や化粧に詳しい雑誌「いらつめ」が、この渡辺氏の10項目の和服批判に対して、それぞれに反論を加えている。さらに その事を女学雑誌がとりあげ、担当の記者が、二者の見解に批評を加えていることなど 女服の問題が投げかけた反響の大きさを知ることができる。両者の意見は、それぞれの立場を死守しようとするあまり 詭弁的と思はれる箇所も見受けられるが、女子の服装が 大きな社会問題として、様々な角度から検討されている。

その後も 渡辺氏は「日本婦人の洋服」と題する論説を寄稿している。その中で 彼は、衣服の目的を健康と人道を保護する事と説き、これを果たす必要条件として、人体の保温性、被包性に富み、さらに、軽易で、運動が自由なこと。身体を圧迫せず、着用が軽便で、経済的である事などをあげている。そして その観点から 和服と洋服の比較を行ない、日本婦人にあくまでも洋服着用を奨励している。ただ彼は 洋服の唯一の欠点として、コルセットをあげている。医者立場から、身体をしめつけるコルセットの害を充分認識して、それが依然として流行している様を“Custom is the law of fools”と表現している。そして その廃止を「高貴の婦人及び教育ある婦人等」に呼びかけている。

時代の趨勢は、欧化政策の反動から 国粹主義に向かっていた。事の是非善悪にかかわらず、国々の風俗を変えるのは 国粹をそこなうとする考え方が多かった。その中であって、渡辺氏は 洋服の機能性を認め、あくまでもこれを受容しようとした 少数派のひとりであった。

この時期 多くの人が和服の非機能性を認めながらも ¹⁶⁾ それに変わる女服として、洋服を受容しなかったのは、国粹主義の他に 当時の女子洋服の形態そのものにも 問題があったためと考えられる。当

時の欧米の女子ファッションをひも解けば、鹿鳴館時代に日本婦人に着用された洋服は、ヒップの後をふくらませた パッセル・スタイルであった。その後19世紀末から 20世紀にかけて流行したスタイルは、コルセットで人体を極端にしめつけたSカーブ・シルエットであった。写真2に示すのは、この頃のコルセットの広告である。ここに 米国上流婦人達も指摘していたコルセットの健康上の害が認められるわけで、¹⁷⁾女子服がコルセットの廃止により、膝もウエストも開放され、人体の自然美を服飾美に求める合理的な形態になるまでには、まだ時を要した。このような欧米の女性にとっても、まだ近代的市民服として完成をみない洋服が、日本女性に受容されようはずはなかったのである。

写真2 コルセットの広告



(A History of Fashion)

3 男子服の洋装化

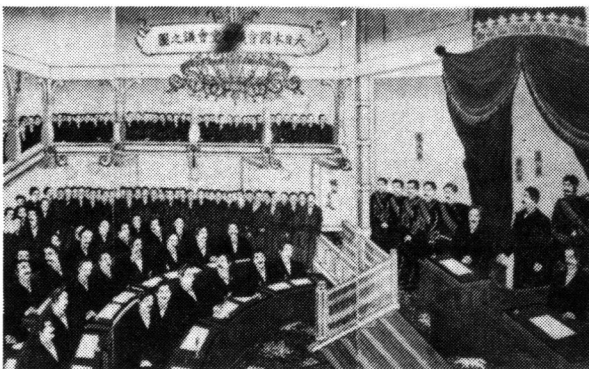
女子服が復古調にもどった時期、男子服はすでに官吏や知識階級に一応の普及をみていた。この男子の洋服の着用状況は、よく女子のそれと引き合いに出され、当時盛んに行なわれていた女服改良論の中で取り上げられている。次に示すのも その一例である。

……本邦男子の洋服ハ止むること能はざる処也 已に我国政府ハ洋服を着すべきを諸官吏に説諭す
¹⁹⁾ 現に諸官省に和服を着する人を見る事 甚まれ也……

このように 男子の洋装化は国の近代化をみざす政治家達が率先して推し進めたが、憲法発布の際にもその傾向をみることができる。

明治22年2月2日の東京日日新聞は、「鹿鳴館時代去って 洋服時代去り 憲法発布で又々服屋繁昌」²⁰⁾のみだして、「……此度憲法発布に付、各地方官、裁判所長、上席検事、府県会議長等が 此盛式に召さるべしとの事よりして、昨今は又俄に洋服店、帽子屋、靴舗等の繁昌を来し……」と報じている。

写真3 大日本国会議事堂会議の図



(写真にみる日本洋装史)

翌23年6月に貴族院、7月に衆議院の選挙が行なわれたが、その際 選挙運動を行なった候補者、応援弁士、運動員たちが、非活動的な和服を敬遠して、洋服を着用したといわれている。また 同年11月の帝国議会の様子を描いた「大日本国会議事堂会議の図」(写真3)²¹⁾によれば 両院議員とも大半が洋服姿である。議員は、毎日の通院にはフロック²²⁾

コートを着用するのが礼儀とされたようだが、他に燕尾服、モーニング等も着用されていた。

彼らの洋服は府県会議員達にも普及し、また地方選出議員が東京と郷里を往復する事から、地方にも徐々に洋服姿が増えていった。こうして、男子洋服はしだいに一般の人々の間でも、公式の社交服とみなされるようになっていった。

その間、洋服屋の数も増え、各商店ごとに、その技術の向上に務めていた事は、各業界誌に詳しい。この頃の裁断は、あらかじめ用意された大中小の三種類くらいの型紙を基にして、着用者の寸法に応じ適当に裁断していたという。この基になる型紙を専門に販売する者もいたようで、女学雑誌には「日本未曾有 洋服形紙」の広告もみられる。²³⁾

また、洋服着用者の増加に伴い、洋裁書も発刊され、既に内容の充実した独習書があった事を報告したが、23年には「古衣にて洋服を仕る方」²⁴⁾がみられる。それは、おとなの和服から、8,9歳と5,6歳の男児の上下二組の洋服を作る方法を示したものだ。こうして、男子洋服はしだいに、身近なものと考えられるようになっていった。

II 日清戦争後の洋装

明治27年(1894年)朝鮮の支配権をめぐる、日清両国が衝突し、東学党の乱を契機に日本の意図する朝鮮政府改造要求が清国に拒否されて開戦となった。戦争は日本の勝利に終わり、翌28年、下関条約が結ばれて講和が成立した。これにより清は、朝鮮の独立、遼東半島、台湾、澎湖諸島の割譲、償金2億両テールを支払い、揚子江の4港開港等を承認したが、後に三国干渉により、遼東半島は清に返還された。

この日清戦争の勝利は、日本国内に大きな影響を与えた。清国から巨額の賠償金を得た政府は、軍備拡張を進めると共に、様々な面から産業の振興を図った。そうした中で、戦前から紡績業を中心に始まっていた産業革命は、さらに大きく進展し、繊維産業を中心として、資本主義の成立をみるに至った。また、軽工業に次いで重工業の促進のため、官営の軍事工場の拡充を図り、重工業の基礎となる鉄鋼の国産化を目差して八幡製鉄所を設立した。このように、産業革命が進展し、資本主義が発達して、工場数が著しく増加したのが、この時期であったが、こうした世の中の動きにつれて賃金労働者が増え、労働条件をめぐる、社会運動が発生した時期でもあった。

一方、鹿鳴館後の条約改正交渉であるが、井上外相の後を受けた大隈重信も失敗に終わった。続く陸奥宗光が、明治27年、領事裁判権の撤廃と税権の一部回復を内容とする日英通商航海条約に調印したのを皮切りに、同様の条約が続々と関係諸国との間に結ばれていった。この条約は、内地雑居と引き換えに領事裁判権廃止を勝ちとったもので、5年後の32年から実施されることになっていた。この内地雑居の問題は、後述のとおり、日本の女服が再考される契機となった。

1 女子洋装の動向

明治20年頃から復古調にもどり、洋服着用者もほとんど見られなくなっていた女子服飾界であったがそれは日清戦争をはさんで、さらに徹底していった。27年に発刊されている「衣服と流行」によれば、²⁶⁾「社会の風潮は復古に傾き、流行品は復古に傾き」と記されている。そして その具体例として、「洋服すたれ殊に婦人の洋服の如きは、大礼服の

外は有名なる呉服店にも注文を受くること稀にして、それに引き換え和服は最も隆盛を極むる事実」があげられている。その他 束髪や靴、蝙蝠傘などもすたれ、舶来の宝石、シャツ、ランプ等も好まれなくなり、変わって 大きな五ツ紋の和服が流行したという。また、日清戦争中は 戦争模様があらゆる商品に付せられ、婦人半襟や手拭、風呂敷などにも「萬歳」「大勝利」の文字がはいり、流行界は戦争色を帯びたと記されている。

欧化主義の反動、国粹主義と続き さらに日清戦争を迎え、洋服はほとんど着用されなかったわけだが、吾妻コートが30年を中心に流行した。吾妻コートは、既に19年に白木屋から発売されていたが、従来のコートの他、意匠を凝らした美しい織物を使い、仕立て方も改良した「愛国コート」が作られるようになった。このコートを伝える記述は多く、それらを総合すると 地質は綾や絨、色合は黒と紺を基調として、裏地は甲斐絹の物が好まれていたようだ。²⁸⁾

明治27年に調印された日英通商航海条約をはじめとする新条約が、32年7月17日から実施された。この改正条約の実施に伴って問題となったのが、内地雑居だった。すなわち 在日欧米人は領事裁判権を失う代わりに、日本内地のどこにでも居住し、商売を営む権利を持つ事になったわけである。この内地雑居には大変な精神的圧迫、恐怖感を抱いていたようで、一時は 内地雑居準備研究会が結成され、対策が検討された。この問題を控え、²⁹⁾ 社会の事物はしだいに西洋風を尊ぶようになり、社交上の傾向も舞踏会が再興されたり、大臣、高官のテニスクラブができたりして、再び欧化していった。

風俗、衣生活に関しては、「彼時来るに当りて、外人に恥ぢざらんやう国民の体面を揚げ 紳士淑女の品格を高くすべし」との立場から 特に女子の服装の改革に焦点があてられた。そして 歩行や運動の際に裾が乱れ、前がはだけの和服の欠点を補うものとして、再び女学生の袴が見直されることになった。次に示す女学雑誌の記述はその事をよく伝えている。

女学生の袴³¹⁾ を穿つと 近頃流行するをば賛成して……(略)……明年七月、外国人とも雑居すべき時とならば、我国の女子も我国のに劣らず、活発にして、志とやかに、往くべき処にゆき、歩むべき時に歩まねばならぬに、今日のまゝにては、如何にも不都合なれば、彼女学生の風の早く一般に及ばんこそ願はしけれといへり。

こうして、内地雑居をきっかけにして、女学生の袴が復活した。

明治32年には、仙台女学校で生徒の袴着用³²⁾ が定められ、翌年には、佐賀県下の女学校生徒に海老茶の袴を着用させる事が決定する等この傾向は、全国的に広まっていった。そして、33年11月には、「女生徒間に 海老色の袴は、昨年来非常に流行して、呉服商に一大恐慌を来し、舶来のカンミヤの供給は、需要に応ずると能はず 殆むど品切」という状況にまで及び、国内で同一の品を織りだすようになったと伝えられている。写真4は、当時³⁵⁾

の女学生の袴姿と考えられる。袴に写真のような靴をはくのが、典型的な女学生の姿であった。

写真4 女学生の運動会



(E.S. Morse Collection photography)

2 男子服の洋装化

男子洋服は、女子と異なり、政治経済の近代化と共に着用者が増え日常化が進んでいったが、日清戦争を経て、さらにそれが進展した。

明治政府は、戦争勃発に備え、早くからその準備を進めていたが、軍服も陸海軍のご用商人をはじめ³⁶⁾民間の洋服業者に調達を命じていた。戦争が始まると各師団から管下の洋服商工団体に軍服の大量調達が下命され、洋服業界は空前の繁忙期を迎えたという。そして、この繁忙期に、同業界は共同作業を生み出し、好景気と共に大量生産の方法技術を一步前進させたといわれる。

次に一般男子の洋服であるが、日清戦争が勝利に終わり、条約改正も成功するという国際的地位の向上が、生活の近代化に拍車をかけ、洋装化を促した。戦後の好景気の中で、内地雑居の問題とも関連して、上流階級の間では舞踏会や園遊会などが盛んに催され、そこで着用するための洋服の注文がよせられた。

当時着用された洋服としては、「衣服と流行」に「フロックコート」³⁷⁾「ユウニングコート」「モーニングコート」「脊広」などがみられる。この頃の背広の最新型は、写真5のような^{にぎようぼたん}「二行釦、上衣の前角形」であり、夏は薄地羅紗か「セル」、冬は紺の「ネルトン」が使用されたと記されている。洋服の上に着る「オパコート」も見られ、写真6のような丈の短いもので、淡茶、淡鼠の無地が流行したと伝えられている。

写真5 背 広



(衣服と流行)

写真6 オーバー・コート



(衣服と流行)

3 服制論

開国からわずか40年足らずで近代化を実現させ、初めての外戦にも勝利を収めたこの時期、国際的な立場で日本独自の定まった服制を確立すべきだとの意見がみられた。

まず、明治30年に風俗画報に掲載された「国民の正服を定めよ」と題する論説³⁸⁾であるが、それによれば政治家たちの間では洋服を中心とした服装が定められているが、一般国民の間ではまだ定まった服装がない事を指摘している。そして「国民正服の制を定め、国家の体面をして完美ならしめん」ことを提案している。正服を定めるにあたっては、身分の上下、国の内外を問わず着用できる事を目的とし「便を好み不便を避ける」「美を好んで陋を斥くる」「裁縫に簡に着脱に易く」等の条件をあげているが、具体的な服の形態については触れられていない。

また、32年にも「服制論」が論説欄に寄稿されている。やはりここでもいまだに一般国民の服制の定ま³⁹⁾っていない様を憂い「模範を後世子孫に遺し、外国に対して我が国風を発揚すべき期会なり」として、衣服の制度を定めることが目下の急務であるとしている。そしてその際には次の3点に基づくべきであるという。

第一 礼服と通常服とを区別すべし

第二 国風に従ひ特色を有すべし

第三 通常服は便利を主とし 分限に応すべし

これに加え「質素を主とし 体裁と便利とに注意す」べきことを強調し、日本古来の仕事着である半纏腹掛、股引などが、質素で便利な被服であることを指摘している。従来の平面構成の和服の中にも機能的な被服はあったわけで、すでに工人や職人たちに 伝統的に着用されていた。その事を再確認したものであり、近代化を急ぐあまり 忘れ去られようとしている物への警鐘とも受け取れよう。

【 要 約 】

明治政府の開化以来の近代化政策は着々と進み、明治中期にはいり 憲法発布、国会開設と実現し近代国家の基礎が確立した。また 経済の上でも産業革命が起こり、資本主義の著しい発達をみた。

このような国家の近代化に伴ない、男子洋服は 新しい政治機構や銀行、株式会社等の職場で だいに着用されるようになった。また、日清戦争も男子の洋装化に大きな役割を果たし、洋服を身近なものにしていった。戦後、国際的地位の向上に伴ない 国内の和洋の服装の混乱を 新しい服制を制定して正すべきだとする意見もみられた。

これに対して、女子の洋装化は遅々として 進まなかった。欧化主義の反動で始まった20年代は、まったく奮はず、30年にはいり 内地雑居の問題とからんで、再び女学生の袴姿が見られるようになったにすぎない。

このように 女子の洋装化が遅れた原因のひとつは 女子の社会進出が閉ざされていた事によると考えられる。政治経済の近代化に伴ない新しく生まれた機構の中で働く男性達は、洋服の着用が不可欠だった。これに対し、女子の洋服は 欧化主義の中で生まれ、その反動の中で消え、何かと社会の議論の的になる事はあっても、生活服として根づく必然性がなかったといえよう。また 当時の女子洋服の形態そのものが、コルセットを用いて 極端に人体を締めつけるなど、近代的市民服として完成していなかったことから説明できる。

しかし 男子服にあっては、日本の仕事着にみられるような機能的な服装を再認識して、一般国民の服制を定めるべきだとする声があがったこと、女子については 明治前期に着用された袴が、反動期を経て復活した事など、庶民の服装改革への胎動が始まったのが、この時期であった。これが 続く洋装全盛時代への萌芽となるのである。

稿を終えるにあたり、終始ご懇切なご指導を賜りました奈良女子大学助教授相川佳子先生に 深く感謝いたします。

【 参 考 文 献 等 】

- 1) 3) 「東京日日新聞」 明治21年8月23日 『新聞集成明治編年史』
- 2) 桜井保子 日本における洋服受容の過程—明治前期— 中国短期大学紀要 13
- 4) 『女学雑誌』 134 明治21年11月3日
- 5) 『風俗画報』 1 明治22年2月10日
- 6) 『風俗画報』 17 明治23年6月10日

日本における洋服受容の過程—明治中期

- 7) 「朝野新聞」 明治26年4月7日 『新聞集成明治編年史』
- 8) 白木屋三百年史
- 9) 平山鏗二郎 東京風俗史
- 10) 「国民新聞」 明治25年3月2日 『新聞集成明治編年史』
- 11) 『女学雑誌』 117 明治21年7月7日
- 12) 不程節とは「シマリ無きをいう」との注が付されている。
- 13) 『女学雑誌』 53 明治20年2月26日
- 14) 前掲誌 120 明治21年7月28日, 同 121 明治21年8月4日, 同 123 明治21年8月18日
- 15) 前掲誌 133 明治21年10月27日, 同 134 明治21年11月3日, 同 135 明治21年11月10日
- 16) 『女学雑誌』 122 明治21年8月11日 によれば, 米国ボルモント大学から根本正が, 「日本の男子婦人方は 速かに洋服に改められんことを望む」との投書を寄せている。
- 17) J. Anderson Black& Madge Garland A History of Fashion
- 18) コルセットの害を指摘する者は多かった。たとえば 『女学雑誌』 108 明治21年5月5日日本国婦人の洋装 イーストレキ夫人, 同 123 明治21年8月18日 日本婦人の洋装論 桜井ちか子, 同 133 明治21年10月27日 島田三郎君来報 婦人洋服コルセット有害の事, 同160 明治22年5月4日 コルセットの有害を証する試験
- 19) 『女学雑誌』 123 明治21年8月18日
- 20) 「東京日日新聞」 明治22年2月2日 『新聞集成明治編年史』
- 21) 遠藤武, 石山彰 写真にみる日本洋装史
- 22) 36) 日本洋服史刊行委員会 日本洋服史
- 23) 『女学雑誌』 245 明治23年12月27日
- 24) 桜井保子 明治前期の洋裁書とその周辺 中国短期大学紀要 15
- 25) 『女学雑誌』 242 明治23年12月6日
- 26) 37) 衣服と流行 日用百科全書第6編 国立国会図書館蔵書
- 27) 「毎日新聞」 明治30年4月8日 『新聞集成明治編年史』
- 28) 『女学雑誌』 473 明治31年10月10日 『風俗画報』 127 明治29年11月10日
- 29) 『女学雑誌』 463 明治31年4月10日
- 30) 『女学雑誌』 482 明治32年2月25日
- 31) 『女学雑誌』 478 明治31年12月25日
- 32) 『女学雑誌』 494 明治32年8月25日
- 33) 『女学雑誌』 504 明治33年1月25日
- 34) 『風俗画報』 221 明治33年11月25日
- 35) PEABODY MUSEUM of SALEM E. S. Morse Collection Photography
- 38) 『風俗画報』 134 明治30年1月25日
- 39) 『風俗画報』 185 明治32年3月10日